第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、敷金・前払賃料債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　各一般債権者は、一般債権のうち、特別清算手続開始決定日以後の利息及び遅延損害金について、本協定認可決定確定日に全額免除する。
⑵　特別清算会社は、別紙１記載の一般債権者に対し、本協定認可決定確定後３ヶ月以内に、換価代金から第４の共益的及び優先債権並びに必要な費用を控除した残額を、各一般債権の元本並びに特別清算開始決定日までの利息及び遅延損害金の総額（以下「按分弁済基準額」という。）に応じて、按分して弁済する。
⑶　各一般債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、各按分弁済基準額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑷　第１項の弁済後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各按分弁済基準額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第３　敷金・前払賃料債権
１　定義
敷金・前払賃料債権とは、協定債権のうち、特別清算会社が所有する不動産に関する賃貸借契約に基づき、別紙２記載の賃借人が特別清算会社に対して有する敷金返還請求権及び前払賃料債権をいう。
２　敷金・前払賃料債権の取扱い
特別清算会社は、その所有する不動産のうち賃貸借契約の目的物となっているものを換価処分する場合には、買受人に敷金・前払賃料債権を免責的に承継させるものとする。ただし、当該換価処分時に存在する敷金・前払賃料債権の額を限度とする。
第４　共益的及び優先債権
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
別紙１及び２省略
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２４年（ミ）第１・２号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
開始前会社　エルピーダメモリ株式会社
秋田市雄和石田字山田89番地２
開始前会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成24年２月27日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における監督命令

平成２４年（ミ）第１・２号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
開始前会社　エルピーダメモリ株式会社
秋田市雄和石田字山田89番地２
開始前会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
主文
１　開始前会社について、監督委員による監督を命ずる。
２　次に掲げる者を監督委員に選任する。
東京都港区虎ノ門４丁目３番１号城山トラストタワー31階　弁護士　土岐　敦司
３　開始前会社が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　開始前会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　開始前会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（開始前会社による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　借財（手形割引を含む。）又は保証
⑹　訴えの提起若しくは保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
⑺　和解又は仲裁合意
⑻　債務免除、無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑼　担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
⑽　開始前会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
平成24年２月27日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第２号
埼玉県川越市大字中福912番地９
再生債務者　株式会社協和産業
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　さいたま市浦和区高砂１丁目２番１号　エイペックスタワー浦和　中央館204号室　久保村法律事務所　弁護士　久保村康史
平成24年２月27日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
徳島県板野郡松茂町中喜来字宮前五番越３番の１
再生債務者　有限会社ハヤマ
１　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月14日から平成24年５月29日まで
徳島地方裁判所民事部

書面による決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
鹿児島市七ツ島１丁目１番12号
再生債務者　株式会社日本建機リース
１　決議に付する再生計画案　平成24年２月21日付け再生債務者提出の再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成24年３月23日まで
平成24年２月24日
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生手続終結

平成２０年（再）第２号
京都府南丹市園部町横田45―10
再生債務者　大日本グラビア株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　監督委員が選任されているところ、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月23日
京都地方裁判所第５民事部
平成１９年（再）第６号
徳島県名西郡石井町石井字石井509番地５、旧住所徳島県名西郡石井町藍畑字竜王51番地３
再生債務者　井上　正之
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月24日　　徳島地方裁判所民事部
平成２０年（再）第１号
北九州市小倉北区東港１丁目６番１号
再生債務者　株式会社環境システム
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の認可決定確定後３年経過
平成24年２月24日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部